

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。

生命保険契約者保護機構の概要

保護機構は、保険業法に基づいて1998年12月1日に設立、事業開始した法人です。

生命保険会社の保険契約者のための相互援助制度として、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助や、「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、あるいは保護機構自身が保険契約の引受けを行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることとしています。

また、生命保険会社の更生手続きにおいては、原則、保険契約者に代わって更生手続きに関する一切の行為を行うこととしています。

補償について

保護機構の補償対象となる保険契約は、運用実績連動型保険契約^{※1}の特定特別勘定に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{※2}を除き、破綻時点の責任準備金（将来の保険金等の支払いに備え積み立てられている準備金）等の90%となります。

保険金・年金等の90%が補償されるものではなく、また、個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

なお、保険契約の移転等の際には、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

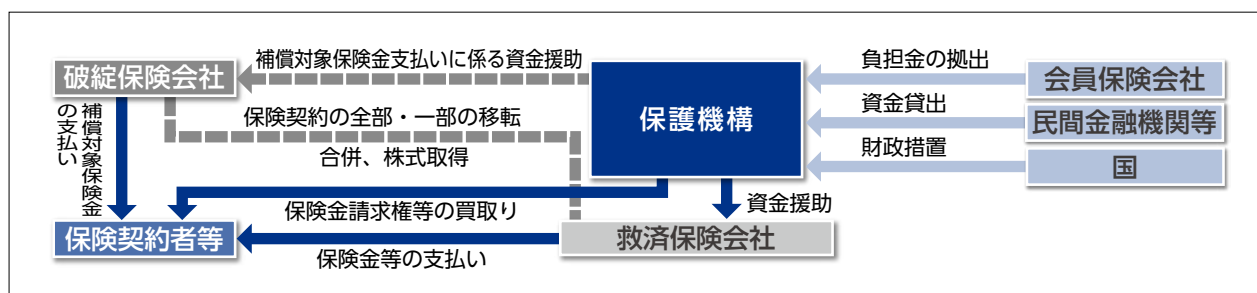
※1 運用実績連動型保険契約とは、特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等のすべてについて最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）の付されていない保険契約を指します。当社が販売している商品で現在これに該当するものはありません。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（金融庁長官及び財務大臣が定める率）を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻保険会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

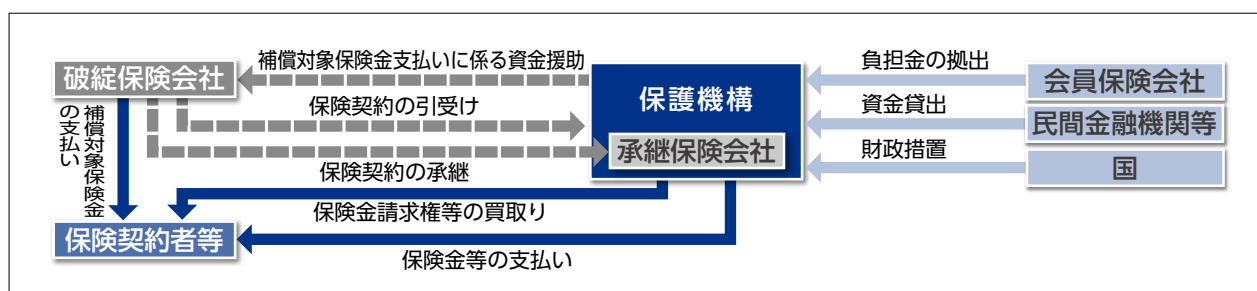
高予定利率契約の補償率 = 90% - { (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }

■生命保険契約者保護機構の仕組み（概要図）

●救済会社が現れた場合



●救済会社が現れない場合



より詳しい内容につきましては保護機構のホームページをご利用ください。 <https://www.seihohogo.jp/>